

令和8年度 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）について

令和8年4月1日現在

項番	対象資産・税目	取得時期等	特例割合	特例適用期間	地方税法	町税条例	対象となる具体的な資産の例
1	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5名以下）の用に供する資産 固定資産税（家屋・償却資産）	平成29年4月1日から	1／2	期限なし	地方税法第349条の3第27項、28項、29項	第61条の2	保育の用に直接供する家屋・償却資産 ※ただし、当該事業の用以外に供されていないものに限りします。
2	汚水又は廃液の処理施設 固定資産税（償却資産）	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで	1／2	期限なし	附則 第15条第2項第1号	附則 第10条の2第1項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。
3	下水道除却施設 固定資産税（償却資産）	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで	4／5	期限なし	附則 第15条第2項第5号	附則 第10条の2第2項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置、中和装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。
4	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	1／2	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第24項第1号イ	附則 第10条の2第3項	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定条件を満たす太陽光発電設備
5	特定水力発電設備 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	1／2	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第24項第1号ロ	附則 第10条の2第4項	一定条件を満たす水力発電設備のうち、出力が5,000kw未満のもの
6	特定地熱発電設備 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	1／2	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第24項第1号ハ	附則 第10条の2第5項	一定条件を満たす地熱発電設備のうち、出力が1,000kw以上のもの
7	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	1／2	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第24項第1号ニ	附則 第10条の2第6項	一定条件を満たすバイオマス発電設備のうち、出力が10,000kw以上のもの
8	特定風力発電設備 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3／5	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第24項第2号	附則 第10条の2第7項	海洋再生エネルギー発電設備に関する法律に基づく洋上風力発電設備
9	特定風力発電設備 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	2／3	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第24項第3号イ	附則 第10条の2第8項	・港湾法に基づく洋上風力発電設備 ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく陸上風力発電設備 ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく陸上風力発電設備
10	特定地熱発電設備 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	2／3	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第24項第3号ロ	附則 第10条の2第9項	一定条件を満たす地熱発電設備のうち、出力が1,000kw未満のもの
11	特定水力発電設備 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3／4	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第24項第4号	附則 第10条の2第10項	一定条件を満たす水力発電設備のうち、出力が5,000kw以上のもの
12	地下街等の洪水避難用設備又は浸水防止用設備 固定資産税（償却資産）	平成29年4月1日から 令和11年3月31日まで	2／3	課税の年度から 5年度分	附則 第15条第27項	附則 第10条の2第11項	水防法に規定する地下街等の洪水時の避難を確保等のための設備
13	市民緑地の用に供する土地 固定資産税（土地）	平成29年6月15日から 令和9年3月31日まで	2／3	課税の年度から 3年度分	附則 第15条第31項	附則 第10条の2第12項	緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地のための土地

令和8年度 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）について

令和8年4月1日現在

項番	対象資産・税目	取得時期等	特例割合	特例適用期間	地方税法	町税条例	対象となる具体的な資産の例
14	滞在快適性等向上施設 固定資産税（土地・家屋・償却資産）	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで	1／2	課税の年度から 5年度分	附則 第15条第36項	附則 第10条の2第13項	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、滞在快適性等向上区域に当該事業により整備した固定資産税
15	サービス付き高齢者向け住宅 固定資産税（家屋）	平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで	2／3 （減額割合）	課税の年度から 5年度分	附則 第15条の8第2項	附則 第10条の2第14項	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち、取得時期内に新築された貸家住宅に限る。
16	大規模修繕工事を行ったマンション 固定資産税（家屋）	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで	1／3 （減額割合）	課税の年度から 1年度分	附則 第15条の9の3第1項	附則 第10条の2第15項	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の規定により、マンションの管理に関する計画が自治体の長により認定され、又は自治体の長からマンション管理の適正化を図るために必要な助言若しくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直した場合で、次の要件を満たしたマンションに限る。 ①築20年以上かつ10戸以上 ②大規模修繕工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事）を過去に1回以上実施している。 ③大規模修繕工事を実施するために必要な修繕積立金が確保されている。
17	利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建物 固定資産税（家屋）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	1／3 （減額割合）	課税の年度から 2年度分	附則 第15条の11第1項	附則 第10条の2第16項	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行ったものに限る。